

第3次 豊明市



豊明市

令和3年3月

(令和4年4月一部改訂)

目 次

第1章	はじめに	1
1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の目的	3
1-3	計画の位置づけ	3
1-4	豊明市における地震規模の想定	4
第2章	計画の基本的事項	5
2-1	対象となる区域、計画期間、対象建築物	5
2-2	地震発生時に通行を確保すべき道路	10
2-3	建築物の耐震化の現状と目標	12
第3章	耐震化促進の基本的な方策	15
3-1	耐震化に向けた役割	15
3-2	促進体制	16
3-3	豊明市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	18
3-4	重点的に耐震化を進める区域の設定	19
第4章	住宅の耐震化促進	22
4-1	普及・啓発	22
4-2	耐震化促進のための支援制度	25
4-3	低コスト耐震化工法の普及	32
4-4	地域における耐震化の取り組みの促進	33
4-5	公的機関による改修促進支援	34
4-6	住宅の改修時の仮住居の提供	34
第5章	建築物の耐震化促進	35
5-1	市が所有する建築物の耐震化促進	35
5-2	民間が所有する建築物の耐震化促進	37
5-3	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に対する支援策について	38
5-4	要安全確認計画記載建築物の耐震化に対する支援策について	38
第6章	減災化等の取り組み	40
6-1	建築物の減災化	40
6-2	関連する安全対策	42
第7章	計画達成に向けて	44

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

その後も、平成16年新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震などの大規模地震が頻発し、このような背景のもと平成17年に耐震改修促進法が改正され、国による「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）の策定及び地方公共団体による耐震改修促進計画の策定、建築物の所有者等に対する指導の強化等が盛り込まれました。

これを受け豊明市では、平成20年3月に「豊明市耐震改修促進計画」を策定し、さらに、東海地震に係る「地震防災対策強化地域」及び「東南海・南海地震防災対策推進地域」の指定を踏まえ、住宅の無料耐震診断や耐震改修費助成を行うなど、愛知県と協力しながら住宅や建築物の耐震化を進めてきました。

大規模地震は平成17年の福岡県西方沖地震以降も、平成19年能登半島地震、平成19年新潟県中越沖地震が発生しました。さらに平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、その甚大な被害状況を受け、南海トラフ巨大地震に係る被害想定が国や県から示されました。また、平成25年施行の耐震改修促進法改正により、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化され、また、すべての建築物に対し耐震化が努力義務となるなど、建築物の耐震化を図ることが急務となってきました。

このような背景と、特に南海トラフ巨大地震といった特に切迫性の高い地震に対し、効果的かつ効率的に住宅や建築物の耐震化を実施することが求められている状況を踏まえ、住宅や建築物の耐震化をこれまで以上の迅速さで促進するため、耐震化の目標を見直し、目標達成のための具体的な施策を定める「第2次豊明市耐震改修促進計画」を平成26年度に策定しました。

第2次豊明市耐震改修促進計画策定後も、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震などの大地震が頻発しており、また平成30年の大阪府北部を震源とする地震においては、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生し、社会的影響を大きく与えました。

以上のような背景を踏まえ、第2次豊明市耐震改修促進計画の計画期間の終了を迎えるにあたり、耐震化の目標値に達しておらず、引き続き計画を実行していくことが必要であることから「第3次豊明市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

表 1-1 大きな被害等をもたらした代表的な地震

1995年(H7)	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）
2004年(H16)	新潟県中越地震
2005年(H17)	福岡県西方沖地震
2007年(H19)	能登半島地震 新潟県中越沖地震
2011年(H23)	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）
2016年(H28)	熊本地震
2018年(H30)	大阪府北部を震源地とする地震 北海道胆振東部地震

SDGsと本計画の関連性

「SDGs（エス・ディー・ジーズ：持続可能な開発目標）」とは2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの15年間で世界が達成すべき17のゴールと169のターゲットから構成された国際目標で、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」「持続可能な世界を実現する」ことを目指しています。

SDGsに掲げられた17の目標のうち、「目標11：住み続けられるまちづくりを」の達成に向けて、本計画の取組を推進していきます。



11 住み続けられる
まちづくりを



「目標11：住み続けられるまちづくりを」
安全で災害に強く、持続可能な都市及び
居住環境を実現しよう。

1-2 計画の目的

本計画は、地震による建築物等の倒壊等による被害から市民の生命、身体及び財産を守るため、建築物等の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法に基づき、「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン 2030）」、「第5次豊明市総合計画」、「豊明市地域強靱化計画」、「豊明市地域防災計画」及び「第3次豊明市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、策定するものです。

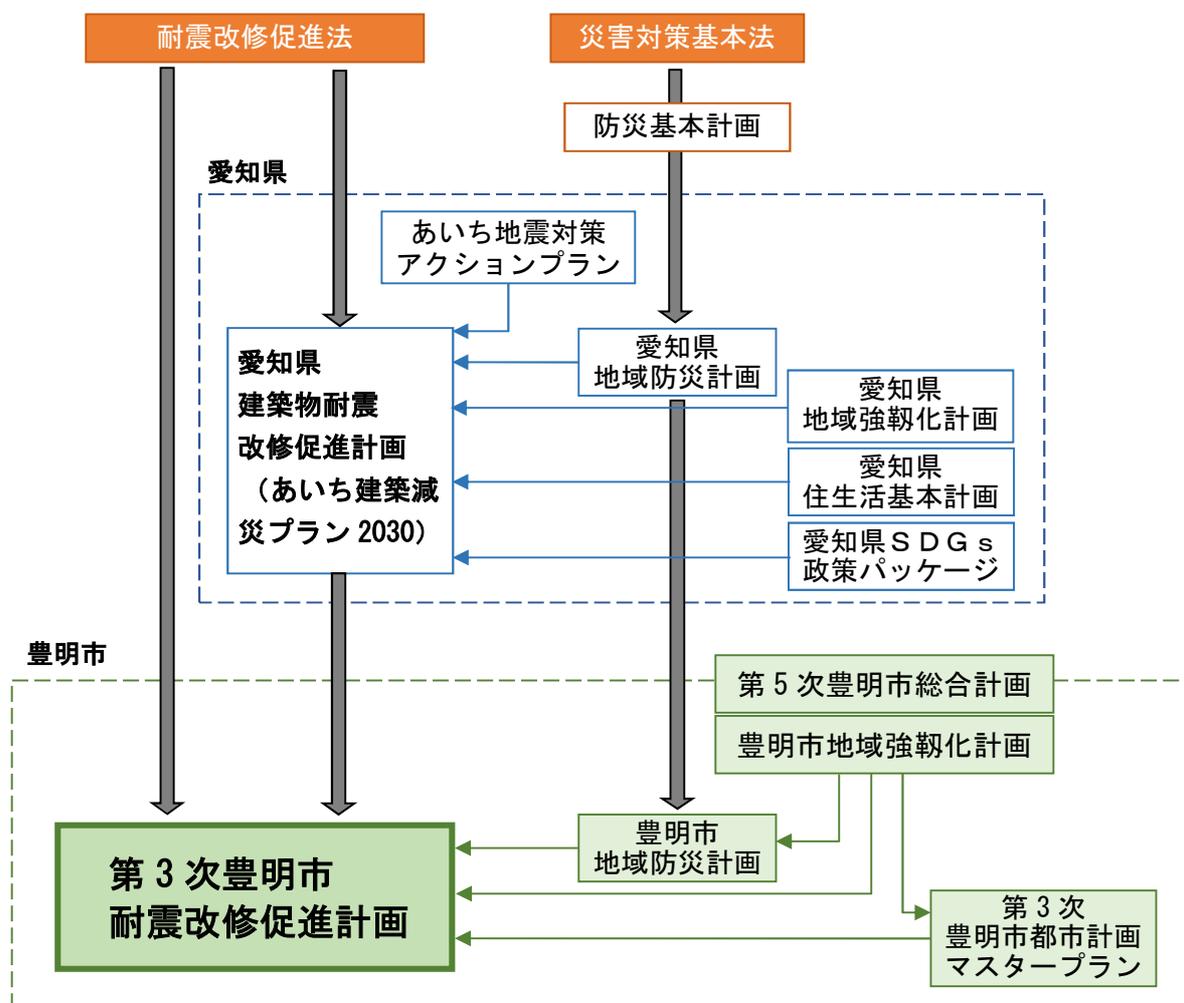
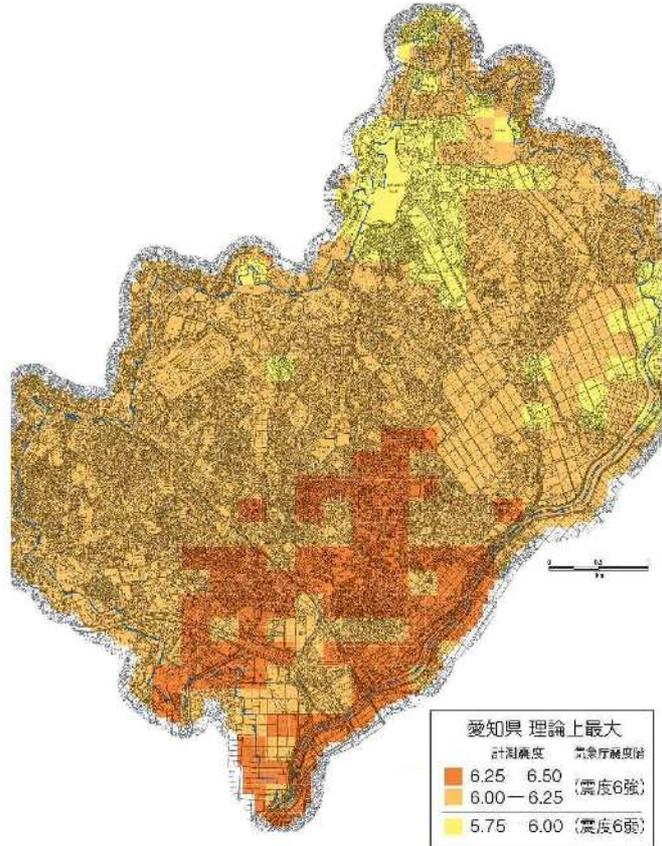


図 1-1 豊明市耐震改修促進計画の位置づけ

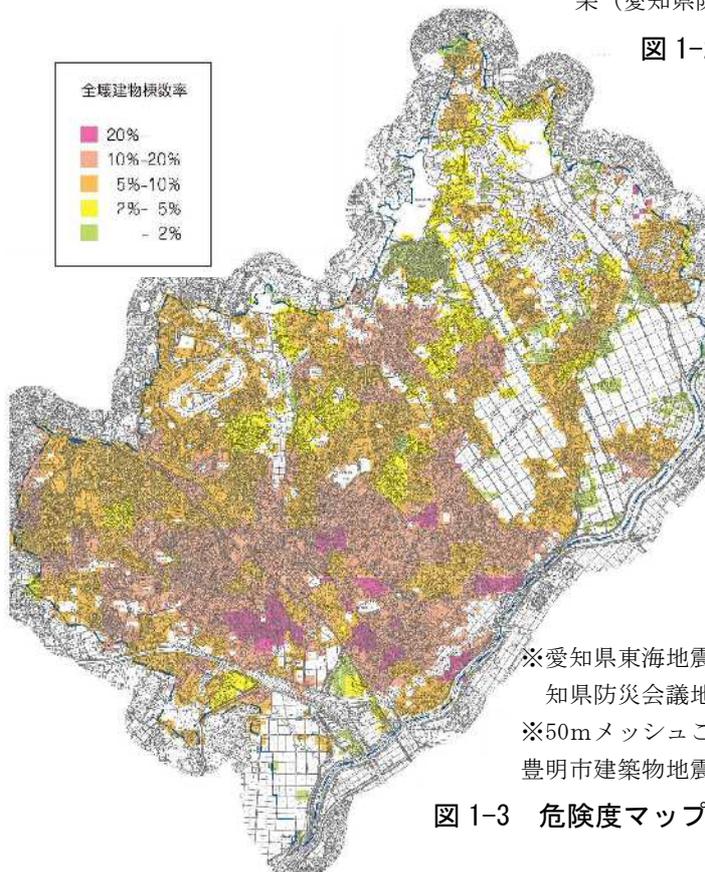
1-4 豊明市における地震規模の想定

南海トラフ巨大地震が発生した場合に生じる豊明市の地震規模は、市内北部の一部地域で震度6弱が想定されているほかは、市内のほとんどの地域で6強という非常に強い揺れが想定されています。



「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（愛知県防災会議地震部会 平成26年5月）」より

図1-2 揺れやすさマップ（南海トラフ巨大地震）



南海トラフ巨大地震が発生した場合の建物の被害想定において、市街化区域やその周辺部など建築物が立地する大半の区域で全壊建物棟数率が5%以上となっています。

特に、南部に位置する前後駅から豊明駅にかけての一带に広がる旧市街地で全壊建物棟数率が20%超の地域がみられ、一方で市域西南部や北部では同15%未満の地域が広がっています。

※愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（愛知県防災会議地震部会平成26年5月）の震度予測をもとに推定
 ※50mメッシュごとに表示（ただし、建築物等が無い場合は非表示）
 豊明市建築物地震防災のてびき（平成27年4月発行）より

図1-3 危険度マップ（南海トラフ巨大地震）

第2章 計画の基本的事項

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、豊明市における、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するために策定します。

本計画の改定にあたっては、国の基本方針（平成30年12月21日最終改正）や愛知県が示す減災目標を踏まえた計画的な耐震化の促進に向け、「耐震改修促進法」に基づき、「国の基本方針」や「愛知県建築物耐震改修促進計画」との整合を図り、豊明市において想定される地震の規模・被害状況等及び市内の耐震化の現状及び関連計画における減災目標を勘案し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物

1. 対象区域

本計画の対象区域は、**豊明市全域**とします。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、**令和3年度から令和12年度**とします。

なお、上位計画の動向や「愛知県建築物耐震改修促進計画」の中間年進捗状況の確認、本計画及び事業の進捗状況や社会情勢を踏まえて、必要に応じ一部改定や見直しを行います。

3. 対象建築物

本計画の対象建築物は、市内のすべての建築物ですが、特に**住宅及び耐震性が不十分^{※1}の特定既存耐震不適格建築物^{※2}等^{※3}**について計画を策定します。

※1：耐震性が不十分の建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工された耐震不明建築物や耐震診断の結果、耐震性が不十分なことが明らかな建築物をいう。

※2：特定既存耐震不適格建築物とは、耐震改修促進法第14条に示される建築物で既存耐震不適格建築物をいう。

※3：特定既存耐震不適格建築物等とは、特定既存耐震不適格建築物と同法第7条に示された要安全確認計画記載建築物をいう。

表 2-1 「住宅」及び「特定既存耐震不適格建築物」

住宅	・戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅	
特定既存耐震 不適格建築物	・耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模 以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格） の適用をうけている建築物	
	① 多数の者が利用する建築物	第14条第1号※
	② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	第14条第2号※
	③ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を 妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下 「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物等」という。）	第14条第3号※

※耐震改修促進法

(1) 多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第14条第1号)

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とします。

表 2-2 多数の者が利用する建築物

法 ※1	政令※2 第6条 第2項	用 途	規 模	
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅※3 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
	第4号	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数1以上かつ1,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
第4号	体育館 (一般公共の用に供されるものに限る。)		階数1以上かつ1,000㎡以上	

※1：耐震改修促進法 (以下の表でも同法を「法」とする。)

※2：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 (以下の表でも同施行令を「政令」とする。)

※3：賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (耐震改修促進法第14条第2号)

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

表 2-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

法	政令 第7条 第2項	危険物の種類	数 量	
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類等)	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン	
	第4号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
	第5号	マッチ	300マッチトン※	
	第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く。)	2万立方メートル	
	第7号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る。)	20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)	200トン		

※マッチの計量単位

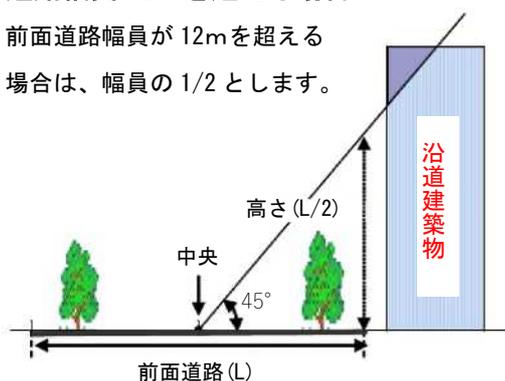
1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17 mm) で、7200 個、約 120 kg

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (耐震改修促進法第14条第3号)

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離(前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m)を加えたものを超える通行障害既存耐震不適格建築物(以下「通行障害建築物」という。)が対象となります。

道路幅員 12mを超える場合

前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2とします。



道路幅員 12m以下の場合

前面道路幅員が12m以下の場合は、6mとします。

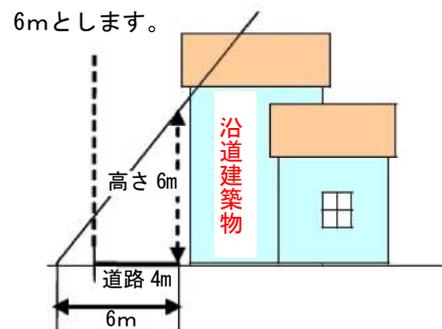


図 2-1 対象となる通行障害既存耐震不適格建築物の高さ

2-2 地震発生時に通行を確保すべき道路

建築物の倒壊が、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」（耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号並びに第6条第3項第2号）として指定し、道路沿道の建築物の耐震化を促進します。

県・市指定緊急輸送道路及びそれらから離れている主要な避難所等を結ぶ道路を指定

● 県指定緊急輸送道路（令和3年3月改定の「愛知県建築物耐震改修促進計画」による。）

大規模な地震等の災害が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に「愛知県地域防災計画」で定められた、県指定の第1次、第2次緊急輸送道路を指定します。

● 市指定緊急輸送道路

地震等の災害発生時において、県指定の第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的に「豊明市地域防災計画」で位置づけられている市指定の第3次緊急輸送道路を指定します。

第3次緊急輸送道路は、災害時に対策本部が設置される市役所や広域避難場所として指定されている中京競馬場、住居等の建築物が密集している箇所、県指定の緊急輸送道路から大きく離れ、多くの市民の方が地震発生時に避難する主要な避難所の周辺については、県指定の緊急輸送道路と該当施設を結ぶアクセス道路を指定します。また、仮設住宅建設候補地（落合公園、唐竹公園、中央公園）の周辺については、比較的大型の物資の輸送が必要となるため、県指定の緊急輸送道路に接していない場合には、距離に関わらず道路を指定します。

● 沿道建築物の耐震診断結果の報告期限

豊明市が指定する第3次緊急輸送道路は、本計画において耐震改修促進法第6条第3項第1号による耐震診断の結果の報告期限を設ける路線への指定を行いません。ただし、本計画期間内においても一部改定や見直しに際し、国や県並びに周辺自治体の動向を踏まえ指定について検討していきます。

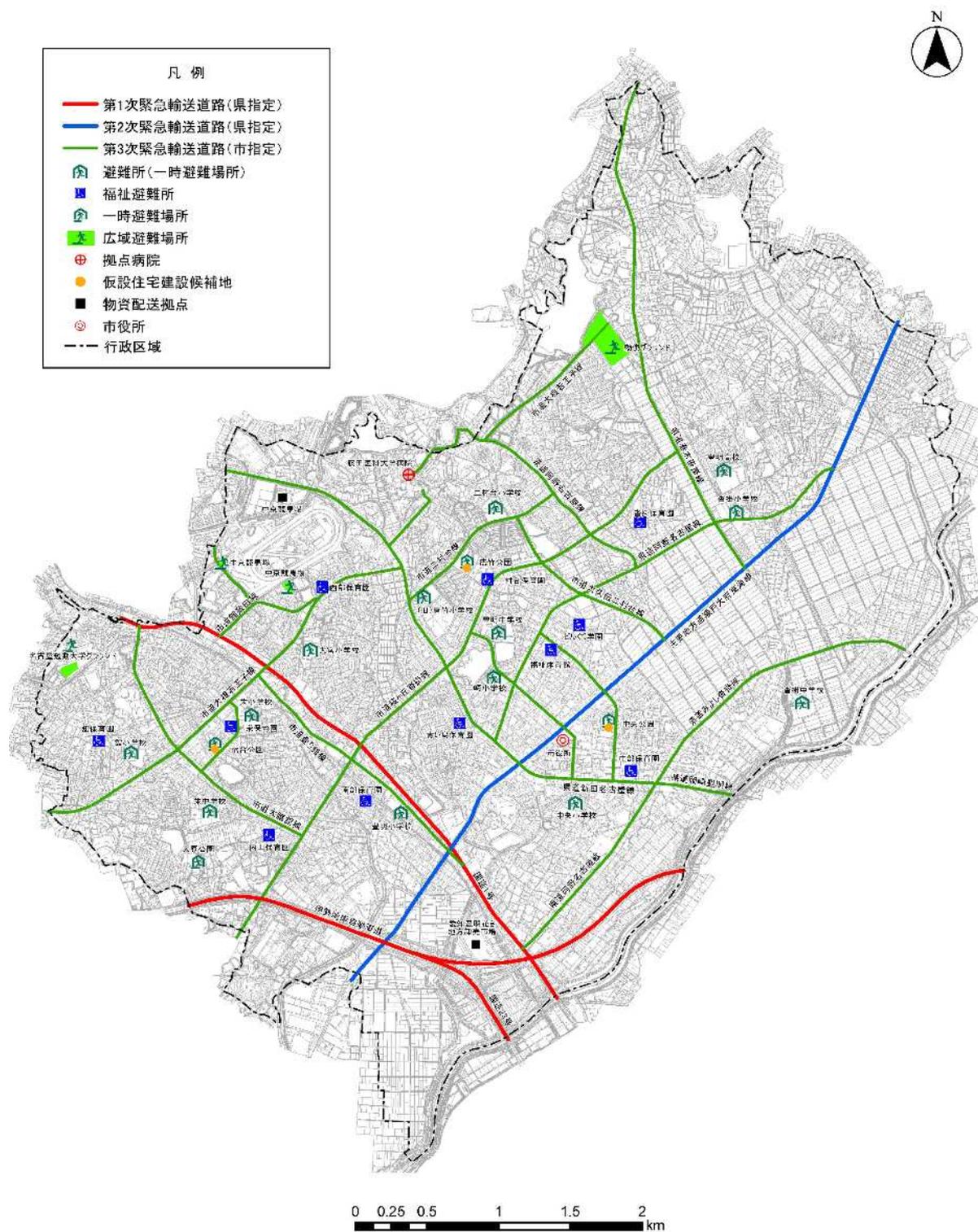


図 2-2 地震発生時に通行を確保すべき道路

愛知県指定の第1次緊急輸送道路(伊勢湾岸自動車道を除く。)については、平成31年3月31日までに、耐震性が確認されていない沿道建築物の耐震診断が義務付けされています。

中京競馬場に配置した物資配送拠点は、豊明市の指定です。このほかに、東第1駐車場及び西第2駐車場を愛知県が配送拠点に指定しています。

公共施設名は、令和3年4月1日時点の名称です。

2-3 建築物の耐震化の現状と目標

1. 豊明市内の建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。昭和56年6月の改正後の基準によって建築された建築物（以下「新耐震建築物」という。）に対し、改正前に建築された建築物（以下「旧耐震建築物」という。）は平成7年兵庫県南部地震等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に問題があるとされています。

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化率は 86.6%

令和2年10月^{*1}現在における豊明市内の住宅の耐震化状況は、住宅総数28,999戸のうち耐震性があると判断される住宅が25,118戸（86.6%）、耐震性が不十分と判断される住宅は3,881戸（13.4%）と推計されています。

※1：推計に使用した住宅・土地統計調査の調査日が各年の10月1日

表2-4 豊明市における耐震性がある住宅の割合（単位：戸）

分類	新耐震住宅 (耐震性あり) ①	旧耐震住宅		耐震性のある住宅 ①+③=④	耐震化率 ④/(①+②)
		②	耐震性あり ③		
住宅	21,136	7,863	3,982	25,118	86.6%

平成20年、平成25年、平成30年の住宅・土地統計調査による、令和2年10月現在の推計

(2) 耐震改修促進法第14条第1号（多数の者が利用する建築物）の現状

耐震性が不十分と判断される建築物は26棟

豊明市には令和2年11月末^{*2}現在、多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物）で、旧耐震建築物が137棟あり、そのうち耐震性が不十分と判断される建築物は26棟あります。

※2：建築物の立地状況、耐震改修の状況を調査した最終年月

表 2-5 多数の者が利用する建築物の現状 (単位：棟)

	公共建築物		民間建築物	合計
		うち市有建築物		
旧耐震建築物	49	40	88	137
耐震性あり※1	49	40	62	111
耐震性が不十分	0	0	26	26

令和2年11月末現在

※1：耐震改修済若しくは耐震化が確認されている建築物

(3) 耐震改修促進法第14条第2号**(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の現状**

耐震性が不十分と判断される建築物は2棟

豊明市には令和2年11月末※2現在、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号に規定する建築物)で、旧耐震建築物が8棟あり、そのうち耐震性が不十分と判断される建築物は2棟あります。

※2：建築物の立地状況、耐震改修の状況を調査した最終年月

(4) 耐震改修促進法第14条第3号**(地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物)の現状**

耐震性が不十分と判断される建築物は69棟

豊明市には、令和2年11月末※3現在、耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物で、耐震性が不十分と判断される建築物は69棟あります。

また、耐震性が不十分と判断される建築物のうち、県指定の第1次、第2次緊急輸送道路沿道に2棟、市指定の第3次緊急輸送道路沿道に67棟が立地しています。

※3：建築物の立地状況、耐震改修の状況を調査した最終年月

表 2-6 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の現状 (単位：棟)

分類		耐震改修促進法第14条第3号建築物 旧耐震建築物※4 耐震性が不十分・耐震性不明
県指定	第1次緊急輸送道路	1
	第2次緊急輸送道路	1
市指定	第3次緊急輸送道路	67
合計		69

令和2年11月末現在

※4：建築年不明は旧耐震建築物に含めた。

2. 耐震化の目標設定の考え方

耐震化率の目標の設定にあたっては、国の基本方針や「愛知県建築物耐震改修促進計画」を踏まえ、すべての用途に対し一律に設定するのではなく、いつ発生するかわからない大規模な地震災害に対応し、早期に耐震化すべき建築物を設定し、優先順位をつけて耐震化を推進する方針とします。

3. 住宅の目標



住宅については、令和7年度までの耐震化率の目標を95%とし、令和12年度には耐震性が不十分な住宅の解消を目指します。

4. 建築物の目標

耐震性のない特定既存耐震不適格建築物については、数値目標設定の対象外としますが、今後も耐震性が不十分な特定既存耐震不適格建築物の解消が進むよう所有者に対して、指導・助言を続けていきます。

第3章 耐震化促進の基本的な方策

3-1 耐震化に向けた役割

国・県・地域（市・地元組織・所有者）の役割を明確にし、迅速かつ確実に耐震化を実行

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として考え、自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが重要です。

また、国、愛知県及び豊明市は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。さらに、これまで以上に迅速かつ確実に耐震化を図る必要があることから、役割を明確にし、所有者等にとって住宅や建築物の耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等に取り組みます。

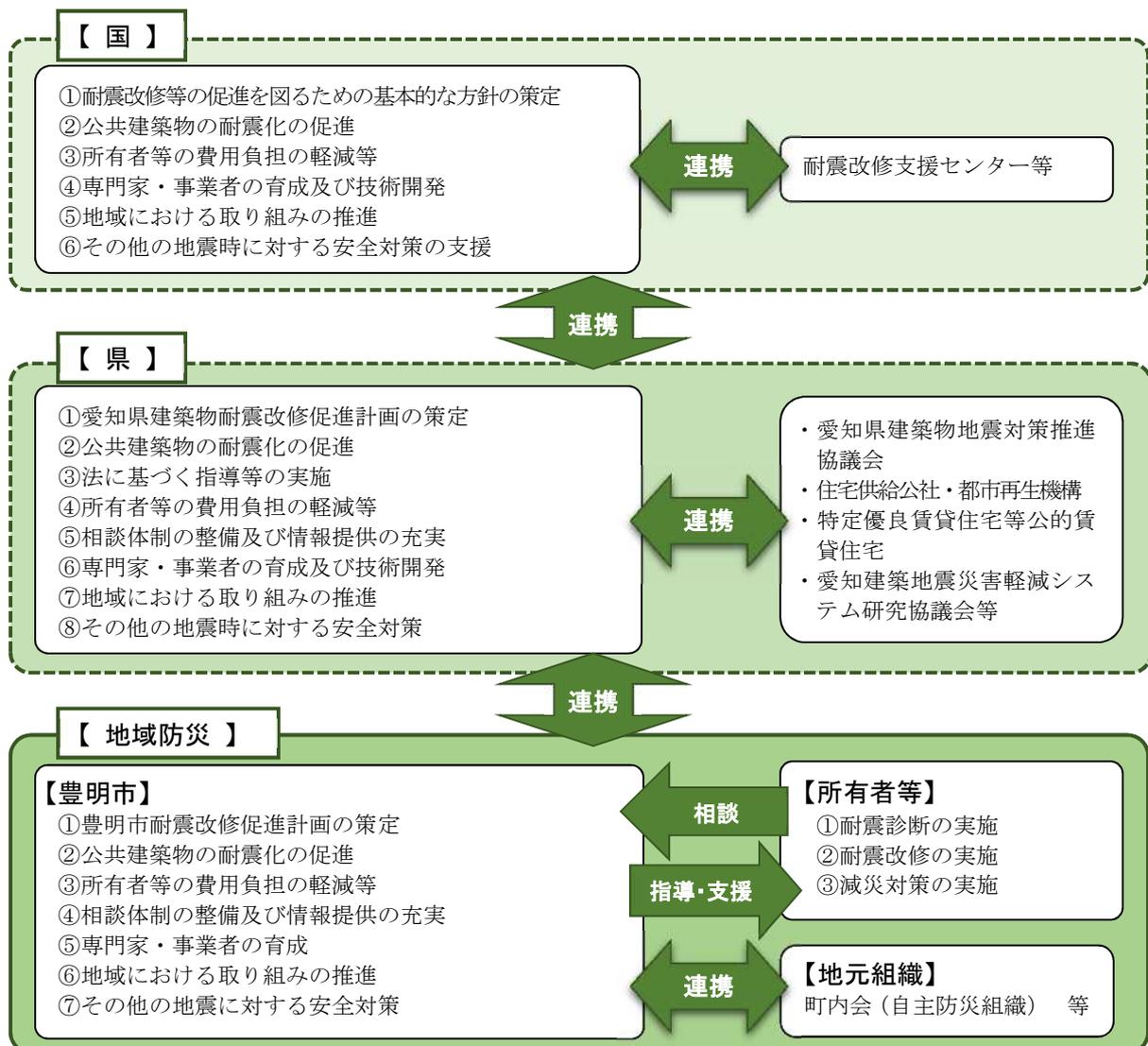


図 3-1 国・県・市・所有者等の役割

3-2 促進体制

1. 耐震化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

(1) 愛知県との連携

連絡、協議体制の整備による連携・協力体制の強化や情報の共有化

豊明市は、地域の状況を踏まえ、「愛知県建築物耐震改修促進計画」との整合を図りつつ本計画を策定しており、よりの確に耐震化を推進するために、引き続き愛知県との連絡、協議体制の整備による連携・協力体制の強化や情報の共有化を図ります。

(2) 施設管理者等との連携

所有者と県との連携による耐震化の促進

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち、災害応急活動に必要な建築物等特に耐震化を優先すべき建築物で、豊明市が所有する建築物は耐震化工事等が完了しています。残りの大多数は民間の建築物であることから、所有者と愛知県が連携し耐震化を推進するものとします。

(3) 協議会の取り組みの拡充

普及・啓発活動や、専門家の育成等を一層推進

愛知県では、建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、愛知県、豊明市を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会を始め10の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協」という。）が設置されています。

今後、推進協を拡充させ、耐震化促進の体制の一翼として建築物の所有者に対し、パンフレットやインターネット等による普及・啓発活動や、専門家の育成等を一層推進していくものとします。

(4) 地元組織との連携

地元組織との連携を再構築し、耐震化の促進に向けた自主防災力を強化

豊明市には27区、128の町内会がありますが、既に全ての町内会を含む122団体の自主防災組織が設立されています。

これまで豊明市は、これらの地元組織に対し交付金や資機材の助成をはじめ、災害ボランティアの育成や自主防災リーダー研修、防災講演会、防災訓練等への支援を行ってきましたが、より一層の耐震化促進に向け、行政と地元組織との連携を再構築し、自主防災力の強化を図ります。

2. 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

いつでも適切な対応ができるよう相談窓口を充実

豊明市は、都市計画課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、愛知県及び関係団体と共同して市内で開催される地震防災講演会等においても、耐震化をはじめとした住宅の相談に応じています。

今後も、既存の相談窓口を通し、耐震診断・耐震改修に関する一般的な相談について、いつでも適切な対応ができるよう相談窓口を充実していきます。



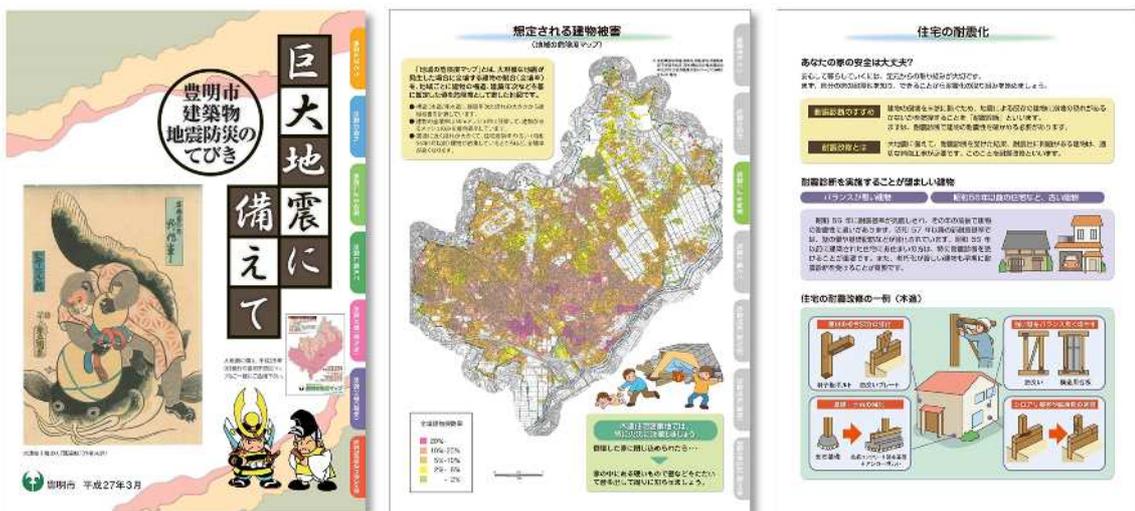
豊明市の相談窓口：豊明市役所 都市計画課計画建築係 TEL：0562-92-1114

上記以外の相談窓口については、推進協や(一財)愛知県建築住宅センター等のHPに記載

3. 地震防災マップ

市民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、地震による危険性の程度を示す地図「豊明市建築物地震防災のてびき」を作成し、市民に情報提供を行っています。

【豊明市建築物地震防災のてびき】



3-3 豊明市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅の耐震化を緊急的に促進するため「豊明市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)」を策定します。

アクションプログラムには、毎年度の耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、その実施・達成状況を把握・検証・公表し、重点的かつ計画的な住宅耐震化の促進に係る取り組みを推進します。

3-4 重点的に耐震化を進める区域の設定

地震発生時に大きな被害が発生することが想定される区域について、耐震化を重点的に促進することは、市全域について平均的に耐震化を進めるよりも、被害軽減の上で効果が高いと考えられます。そのため、豊明市において重点的に耐震化を進める区域を定め、効果的な耐震化を図ることとします。

1. 耐震化促進の体制整備

下記に示す基準に対し、小字単位で総合的に判断し、重点的に耐震化を促進していく区域を設定します。

表 3-1 重点地区を抽出するための基準

選定基準（各基準を総合的に判断）	根拠
① 平成19年度計画の重点地区	平成19年度計画の踏襲
② 地震発生時の建物の全壊率平成19年度計画2%以上かつ今回推計の全壊率15%以上（倒壊の危険性が高い地区）	平成19年度計画の重点地区は今回の推計で全て全壊率15%以上となっている。
③ 木防建蔽率20%以上（火災による市街地の延焼危険度の高い地区）	平成19年度計画の踏襲（変更なし）
④ 特定既存耐震不適格建築物10棟以上	前後町鎗ヶ名（10棟）
⑤ 地震発生時に通行を確保すべき道路に接している。（倒壊による道路の閉塞の回避が求められる地区）	平成19年度計画の踏襲（変更なし）
⑥ 都市マスタープランで都市拠点として位置づけられている。（人が集まるなど都市構造上重要な地域）	平成19年度計画の踏襲（変更なし）

■木防建蔽率とは

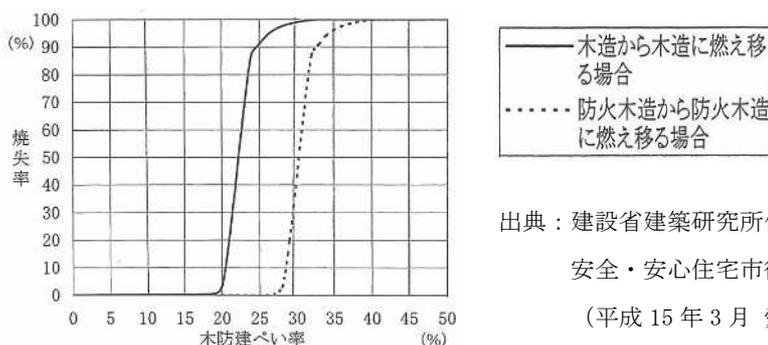
木防建蔽率とは、火災による市街地の延焼危険度を示す代表的な指標の一つで、次のように定義されます。

$$\text{木防建蔽率} = (\text{木造（防火木造含む）建築物の建築面積}) / (\text{地区面積}^{\ast})$$

※地区面積には幅員15m以上の道路、水面・河川及び大規模空地（概ね1ha以上）は含めない。

市街地の焼失率と木防建蔽率の関係については、下図のような研究結果があります。これによれば、木防建蔽率が40%を超えると延焼が拡大する危険性が非常に高く、逆に木防建蔽率が20%未満であれば延焼拡大の面で安全であるということができます。

木防建蔽率と焼失率の関係



出典：建設省建築研究所作成

安全・安心住宅市街地ネットワーク会議報告書
（平成15年3月 愛知県建設部）より

2. 重点的に耐震化を進める区域

地震発生時の建物の全壊率は、平成19年度計画から大幅に高まっていますが、地震発生時に通行を確保すべき道路や木防建蔽率、特定既存耐震不適格建築物の分布が変わらないことから、耐震施策の継続性を踏まえ、これまでの重点地区を踏襲します。

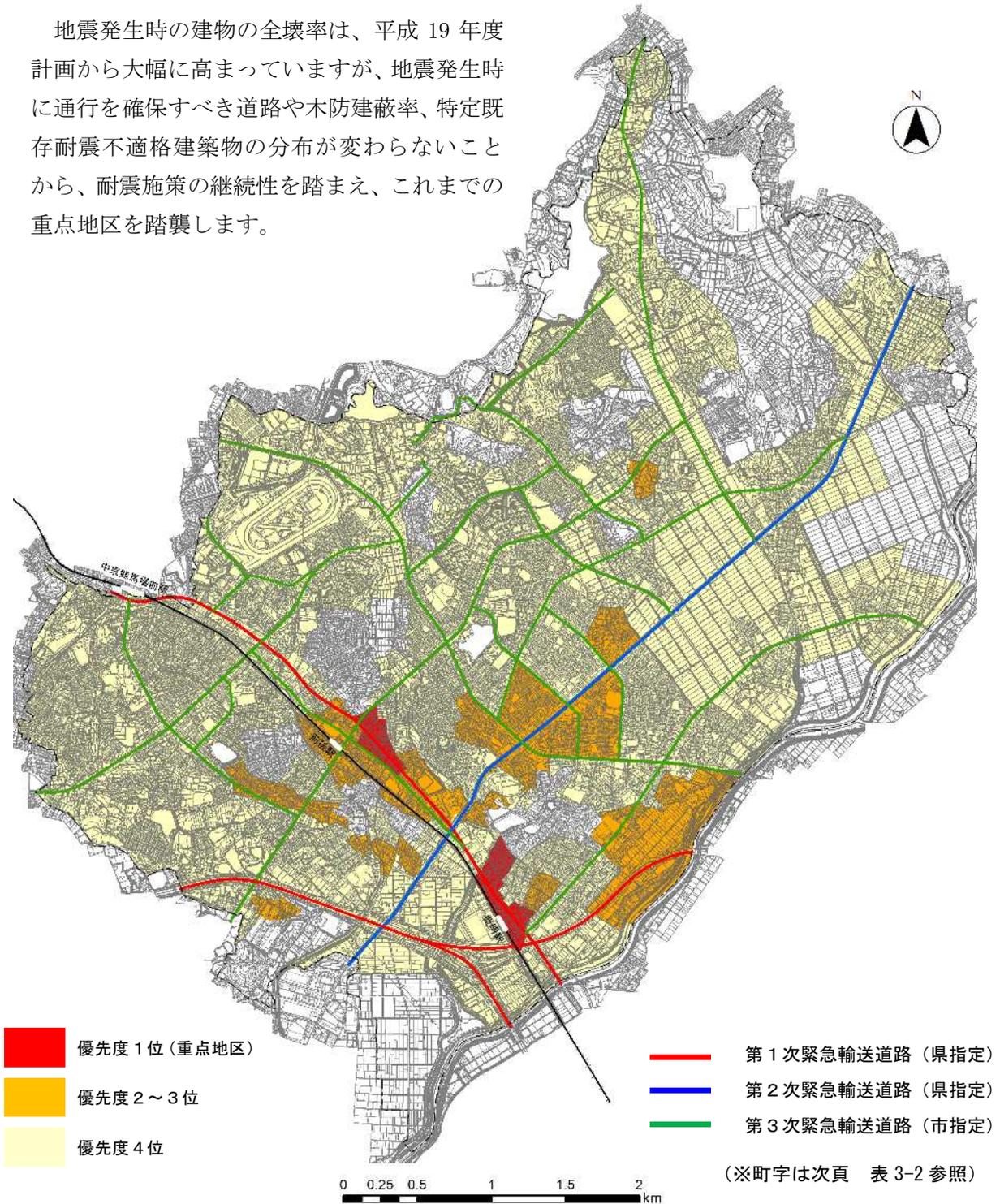


図3-2 重点的に耐震化を進める区域

3. 重点的に耐震化を進める区域に対する取組方針

重点的に耐震化を進める区域においては、優先度の高い地区から「第4章 住宅の耐震化促進」において示す「耐震診断ローラー作戦」を引き続き展開し、耐震化の促進を図ります。

表 3-2 重点的に耐震化を進める地区

【優先度 1 位（重点地区）】

前後町	鎗ヶ名						
阿野町	明定	西ノ海戸	新切	上畑田			

【優先度 2 位】

新田町	郷下						
三崎町	中ノ坪	高鴨					
栄町	村前						
阿野町	上石田	滑					

【優先度 3 位】

前後町	大代	善江					
新田町	大割	前原	森西	子持松	吉池		
三崎町	丸ノ内						
沓掛町	森元	荒井					
栄町	念仏塚	大蔵下	高根	下原			
阿野町	北上ノ山	茶屋浦	池下	大代	寺内	苺外山	違井

【優先度 4 位】

二村台	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	5丁目	6丁目	7丁目
大久伝町	南	東	中	西			
前後町	螺貝	大狭間	三ツ谷	五軒屋	宮前	鎌ヶ須	
西川町	島原	長田	善波	笹原	荒巻	広原	横井
新田町	門先	中ノ割	村合	西筋	城西	子持松前	
	広長	錦	丸ノ内	下一ノ割	井ノ花		
新栄町	一丁目	二丁目	三丁目	四丁目	五丁目	六丁目	七丁目
三崎町	社	三崎	井ノ花	ゆたか台			
沓掛町	葎廻間	薬師ヶ根	明和	北畑	坊主山	徳田池下	徳田
	東門	東本郷	田楽ヶ窪	勅使	中川	中根	大狭間
	前田	泉	川部	切山台	切山	石畑	西本郷
	西田	水白	陣田	神明	森前	森浦	城塚
	上高根	小所	小廻間	曙	宿	十三塚	若宮
	寺内	寺池	志水	山田	山新田	皿池上	坂下
	広坪	古池	恵畑	丘下	萱野	掛下	垣ノ内
	下高根	一之御前					
間米町	爛坂	敷田	峠下	島川	唐竹	鶴根	純堀
	鹿追	榎山					
栄町	裏畑	武侍	南館	南下原	南姥子	内山	殿ノ山
	大脇	大根	大原	西大根	新左山	上ノ山	寺前
	山ノ神	三ツ池下	元屋敷	館	梶田	姥子	
阿野町	林ノ内	平地	藤手	東阿野	登	長根	大島
	惣作	西平地	正戸	上納	昭和	小島	出口
	三本木	坂部	黒部	奥屋			

第4章 住宅の耐震化促進

4-1 普及・啓発

住宅の耐震化を推進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を把握する必要があります。そのため、無料耐震診断や耐震改修などにかかる補助・助成制度や安全対策に関する情報などを市民に周知するための普及・啓発活動を推進します。



1. インターネットやパンフレットによる情報提供

防災や耐震化に関する様々な情報を提供

愛知県は、耐震化に関する情報提供の一環として、インターネットやパンフレットにより建築物の防災や耐震化について必要な情報を提供しています。

豊明市においても、防災や耐震診断・耐震改修の補助・助成制度の内容、講習会の開催等について、より多くの市民が情報を得ることができるよう、都市計画課や防災防犯対策課が市のホームページや広報などの様々な方法で情報提供に努めています。また、建築物地震防災マップ等による危険度情報の提供や「安心安全情報システム」に関する情報を保育園のしおりへ掲載するなど、緊急時の連絡体制のスムーズ化を図るための取り組みも行っています。

今後も、これらの情報提供を続けていくとともに、市の広報やホームページ、町内回覧で耐震診断・耐震改修や耐震シェルター整備等の耐震化に関する進捗状況を随時更新するなど、市民に対して防災や耐震化に関する様々な情報提供を行うほか、旧耐震建築物所有者への意向調査を実施することで、普及や啓発に努めます。豊明市は、都市計画課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、愛知県及び関係団体と共同して市内で開催される地震防災講演会等においても、耐震化をはじめとした住宅の相談に応じています。



【豊明市 HP「防災のひろば」】



【豊明市 HP「耐震診断・耐震改修などに関する取組や補助金制度について」】

2. 講習会や防災訓練の実施

防災活動を年中行事として実施し、その活動の場を利用した耐震化の意識向上

愛知県は、市町村の協力のもと、「あいち防災セミナー」や「防災講演会」を実施し、県民の防災意識の向上を図っています。

豊明市は、これら講演会等の開催や、町内会（自主防災組織）などが主体となった防災訓練を実施しており、市民一人ひとりが災害に対する危機意識と防災への関心を持つための取り組みを推進しています。また、各区、女性会（豊明市女性の会、豊明市女性防火クラブ、あいちレディース4豊明支部、日本赤十字社豊明市地区奉仕団等）、子ども会、老人会などが連携し、組織強化と防災リーダーの育成に努めるとともに、防災キャンプや防災のためのDIG（災害図上訓練）、手作り地域防災マップ（避難所まで歩いてみよう）の作成や配布、出前防災講座や防災アンケートなど防災に関する様々な取り組みも実施しています。

これらの防災活動を年中行事として実施するとともに、建築物等の耐震化に関しても、その活動に参加し市民の意識の高揚と啓発に努めます。

3. 耐震診断ローラー作戦

重点的に耐震化を進める区域の住宅を中心に周知を徹底

木造住宅の耐震化は建築物の耐震化の中でも最も重要であることから、旧耐震基準で建築された木造住宅で、まだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象に無料耐震診断の周知を徹底するため、個別に漏れなく周知する「耐震診断ローラー作戦」やブロック塀等の安全点検パトロールを防災部局や地域と連携し推進します。

豊明市においては、重点的に耐震化を進める区域を中心に、意向調査や自主防災組織等の地域の活動の場を利用し、地域の現状を踏まえた耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修の補助・助成制度の内容の周知徹底を図り、耐震化の促進を図ります。また、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物にも住宅が一部含まれることから、所有する住宅が特定既存耐震不適格建築物であることがわかるように情報を提供し、重点的に耐震化を進める区域とともに耐震化の促進を図ります。

表 4-1 耐震診断ローラー作戦実績（平成 20 年度～令和 2 年度）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問戸数	417	182	177	124	112	174	61
対象戸数	340	156	163	111	105	155	51
耐震診断 申込み件数	81	18	10	7	11	13	6
実施効果※ ¹ (%)	23.8	11.5	6.1	6.3	10.5	8.4	11.8
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※ ²	
訪問戸数	85	106	149	107	163	87	
対象戸数	80	96	139	96	157	77	
耐震診断 申込み件数	16	7	3	10	9	4	
実施効果※ ¹ (%)	20.0	7.3	2.2	10.4	5.7	5.2	

※1：実施効果＝耐震診断申込み件数÷対象戸数

※2：令和 2 年度については、郵便ポストに資料を投函する方法で行いました。

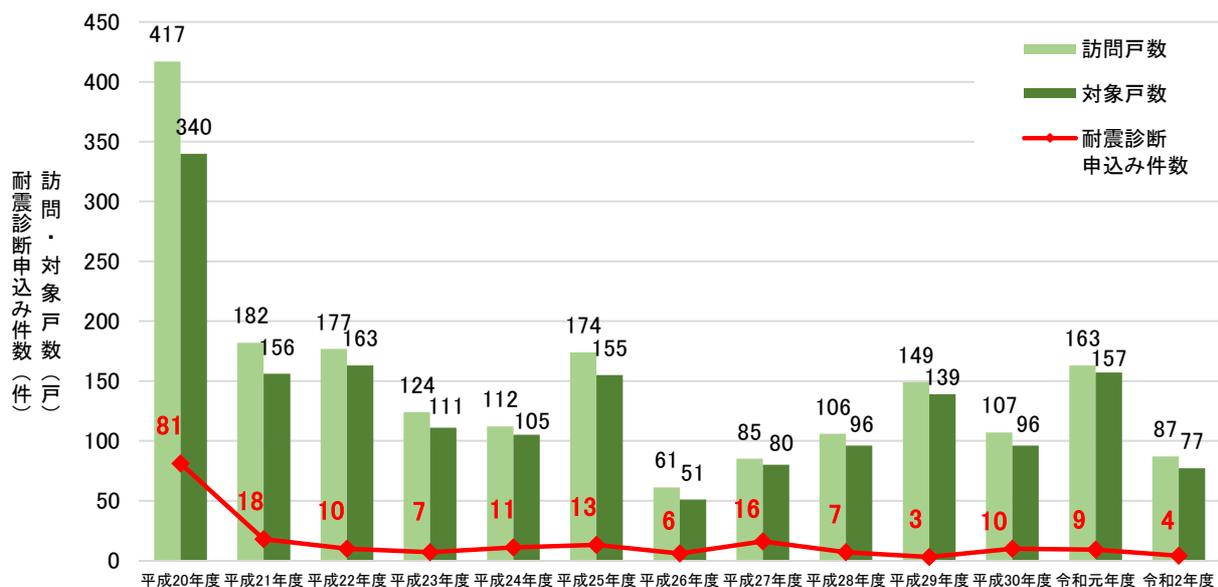


図 4-1 耐震診断ローラー作戦実績（平成 20 年度～令和 2 年度）

4. 福祉と連携した取り組み

福祉と連携した啓発・支援などの仕組みづくりを推進

高齢者が居住する住宅の耐震化は、災害時、避難施設で生活することが非常に困難と想定される高齢者にとって重要な問題です。そこで、福祉部局と連携し、高齢者等の「避難行動要援護者名簿」を作成し、福祉と連携した啓発・支援などを推進します。

4-2 耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など以下に示す支援施策の活性化を進め、耐震化の促進を図っていきます。

なお、本計画に記載する支援策の要件、金額等は令和2年4月時点のものです。

1. 耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

既存の支援制度を継続し耐震化を促進

豊明市は、愛知県と協力して住宅の無料耐震診断を行っています。また、豊明市が行っている木造住宅の無料耐震診断を受けた人や、(一財)愛知県建築住宅センターで木造住宅の耐震診断を受けた人で、診断結果が規定の値以下で耐震性に不安のある住宅の耐震改修に対し、補助金を交付しています。今後もこれらの支援を継続するとともに、住宅の耐震化の促進に努めます。

また、豊明市では旧耐震基準の非木造住宅や特定既存耐震不適格建築物（避難路等の沿道建築物を除く。）等に対する補助金助成制度として、「豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業」を行っており、今後もこれを適宜活用し、非木造住宅や特定既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進していきます。

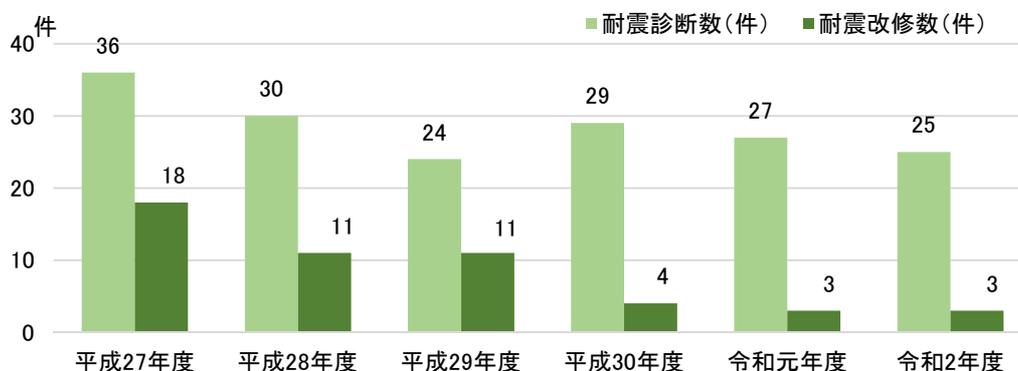


図 4-2 近年の住宅の無料耐震診断及び耐震改修補助の実績

表 4-2 市の補助を受けた木造住宅耐震改修工事費（リフォーム工事等を除く耐震改修補助対象工事費）

耐震改修に要した費用	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	累計	
	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	割合
～100万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
100万円超～150万円未満	0	0	0	0	0	1	1	2.0%
150万円超～200万円未満	9	1	0	0	2	0	12	24.0%
200万円超～250万円未満	3	6	3	2	0	0	14	28.0%
250万円超～300万円未満	1	1	2	0	0	0	4	8.0%
300万円超～350万円未満	3	2	1	0	0	1	7	14.0%
350万円超～400万円未満	1	0	1	1	0	0	3	6.0%
400万円超～450万円未満	0	0	0	1	0	0	1	2.0%
450万円超～500万円未満	0	0	0	0	0	1	1	2.0%
500万円超	1	1	4	0	1	0	7	14.0%
計	18	11	11	4	3	3	50	100%
平均額	234万円	284万円	304万円	294万円	385万円	315万円	303万円	

(1) 豊明市木造住宅耐震診断及び耐震改修費助成

①木造住宅無料耐震診断

対象となる建築物	<p>ア. からキ. のすべてに該当する建築物</p> <p>ア. 昭和56年5月31日以前に工事着手した建物</p> <p>イ. 構造が在来軸組み工法又は伝統構法で建てられた建物 ※ツーバイフォー、木質パネル構法等は対象外（一部対象） ※増築部分が木造以外で建てられている建物（混構造）は対象外</p> <p>ウ. 2階建て以下の建物</p> <p>エ. 戸建て住宅・一部の併用住宅・長屋・共同住宅に該当する建物</p> <p>オ. 現在居住している又は居住する予定の建物</p> <p>カ. これまでに市が実施する無料耐震診断に申込みしていない建物又は過去に市が実施している無料耐震診断を受けてから5年以上経過している建築物</p> <p>キ. 耐震改修工事をしていない建物</p>
問合わせ先	豊明市役所 都市計画課計画建築係（電話 0562-92-1114）

②木造住宅耐震改修費補助

対象となる建築物	<p>ア. 又はイ. に該当し、かつウ. に該当する建築物</p> <p>ア. 豊明市が実施した無料耐震診断で判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅</p> <p>イ. (一財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断で得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅</p> <p>ウ. これまでに市が助成する耐震改修や耐震シェルター整備を行っていない建物</p>						
対象となる改修工事	<p>ア. 又はイ. に該当する改修工事</p> <p>ア. 耐震診断の結果、判定値が0.7未満の場合 耐震改修後の判定値を、1.0以上とする耐震改修工事</p> <p>イ. 耐震診断の結果、判定値が0.7以上1.0未満の場合 耐震改修後の判定値を、耐震診断の判定値に0.3を加算した数値以上とする耐震改修工事</p>						
上限額	<p>100万円（ただし、長屋、共同住宅の場合は、耐震改修に要する費用の1/3を限度とする。） ※下表の合計額で、工事費上限90万円＋設計監理費上限10万円</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助区分</th> <th style="text-align: center;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震補強工事費 （直接耐震構造指標に影響するもの） 附帯工事費 （補強工事のための解体復旧費等）</td> <td style="text-align: center;">（補強+附帯）工事費×80%×0.9</td> </tr> <tr> <td>改修設計・監理費</td> <td style="text-align: center;">（補強+附帯）工事費×80%×0.1 かつ設計・監理費以下</td> </tr> </tbody> </table>	補助区分	限度額	耐震補強工事費 （直接耐震構造指標に影響するもの） 附帯工事費 （補強工事のための解体復旧費等）	（補強+附帯）工事費×80%×0.9	改修設計・監理費	（補強+附帯）工事費×80%×0.1 かつ設計・監理費以下
補助区分	限度額						
耐震補強工事費 （直接耐震構造指標に影響するもの） 附帯工事費 （補強工事のための解体復旧費等）	（補強+附帯）工事費×80%×0.9						
改修設計・監理費	（補強+附帯）工事費×80%×0.1 かつ設計・監理費以下						
問合わせ先	豊明市役所 都市計画課計画建築係（電話 0562-92-1114）						

段階的改修工事費について 41 頁参照

(2) 豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等助成

① 非木造住宅・建築物耐震診断費補助（昭和56年5月31日以前の着工）

【戸建て住宅（併用住宅含む）】

対象となる建築物	ア. からエ. のすべてに該当する建築物 ア. 昭和56年5月31日以前に工事着手した建物 イ. 構造が木造住宅で在来軸組み工法又は伝統構法で建てられた建物以外の建物（特殊な構造は除く。） ウ. 用途が戸建て住宅・併用住宅に該当する建物 エ. これまでに市が助成する耐震診断を行っていない建物
上限額	8万9千円/棟 ※補助対象限度額（13万4千円）の2/3以内
対象要件	・ 3階建て木造、木質系枠組壁工法 ・ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 ・ 建築士が実施する診断であること
問合わせ先	豊明市役所 都市計画課計画建築係（電話 0562-92-1114）

【非戸建て住宅（共同住宅など）／特定既存耐震不適格建築物等】

対象となる建築物	<p>【住宅】</p> <p>ア. からエ. のすべてに該当する建築物 ア. 昭和56年5月31日以前に工事着手した建物 イ. 構造が木造住宅で在来軸組み工法又は伝統構法で建てられた建物以外の建物（特殊な構造は除く。） ウ. 用途が長屋・共同住宅に該当する建物 エ. これまでに市が助成する耐震診断を行っていない建物</p> <p>【その他】</p> <p>ア. からエ. のすべてに該当する建築物 ア. 昭和56年5月31日以前に工事着手した建物 イ. 耐震改修促進法第14条第1号（上記住宅を除く。）、第2号及び第3号（愛知県耐震診断義務付け路線沿道を除く。）に規定する特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物 ウ. 現在、上記イ. に該当する用途で使用している建物 エ. これまでに市が助成する耐震診断を行っていない建物</p>														
上限額	<p>【補助金額】</p> <p>・ 通行障害建築物：上限額180万円/棟 ・ それ以外の建築物：上限額120万円/棟 ※診断に要する費用と下表の基準額等のいずれか少ない額の2/3以内</p> <p>【基準額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延べ面積区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ床面積 1,000㎡以内の部分</td> <td>3,600円/㎡</td> </tr> <tr> <td>延べ床面積 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分</td> <td>1,540円/㎡</td> </tr> <tr> <td>延べ床面積 2,000㎡を超える部分</td> <td>1,030円/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>【追加加算】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計図書の復元（必要な場合のみ）</td> <td>復元に要した経費</td> </tr> <tr> <td>耐震診断の結果の判定</td> <td>通常、判定機関に支払う費用</td> </tr> </tbody> </table>	延べ面積区分	基準額	延べ床面積 1,000㎡以内の部分	3,600円/㎡	延べ床面積 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,540円/㎡	延べ床面積 2,000㎡を超える部分	1,030円/㎡	区分	加算額	設計図書の復元（必要な場合のみ）	復元に要した経費	耐震診断の結果の判定	通常、判定機関に支払う費用
延べ面積区分	基準額														
延べ床面積 1,000㎡以内の部分	3,600円/㎡														
延べ床面積 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,540円/㎡														
延べ床面積 2,000㎡を超える部分	1,030円/㎡														
区分	加算額														
設計図書の復元（必要な場合のみ）	復元に要した経費														
耐震診断の結果の判定	通常、判定機関に支払う費用														
対象要件	・ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 ・ 建築士事務所登録のある建築士が実施する診断であり、かつ第三者機関による結果判定を行うこと。														
問合わせ先	豊明市役所 都市計画課計画建築係（電話 0562-92-1114）														

② 非木造住宅耐震改修費補助（昭和56年5月31日以前の着工）

【戸建て住宅（併用住宅含む）】

対象となる建築物	ア. からエ. のすべてに該当する建築物 ア. 昭和56年5月31日以前に工事着手した建物 イ. 構造が木造住宅で在来軸組み工法又は伝統構法で建てられた建物以外の建物（特殊な構造は除く。） ウ. 用途が戸建て住宅・併用住宅に該当する建物 エ. これまでに市が助成する耐震改修を行っていない建物						
対象となる改修工事	ア. 又はイ. に該当する改修工事 ア. 木造の場合、構造耐震指標（Iw値）が診断の結果1.0未満で、改修によりIw値を1.0以上とする改修工事 イ. 非木造の場合、構造耐震指標（Is値）が診断の結果0.6未満で、改修によりIs値を0.6以上若しくは保有水平耐力に係る指標（q値）が診断の結果1.0未満で、改修によりq値を1.0以上とする改修工事						
上限額	100万円/戸 ※下表の合計額で、工事費上限90万円＋設計監理費上限10万円						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震補強工事費 （直接耐震構造指標に影響するもの） 附帯工事費 （補強工事のための解体復旧費等）</td> <td>（補強+附帯）工事費×80%×0.9</td> </tr> <tr> <td>改修設計・監理費</td> <td>（補強+附帯）工事費×80%×0.1 かつ設計・監理費以下</td> </tr> </tbody> </table>	補助区分	限度額	耐震補強工事費 （直接耐震構造指標に影響するもの） 附帯工事費 （補強工事のための解体復旧費等）	（補強+附帯）工事費×80%×0.9	改修設計・監理費	（補強+附帯）工事費×80%×0.1 かつ設計・監理費以下
補助区分	限度額						
耐震補強工事費 （直接耐震構造指標に影響するもの） 附帯工事費 （補強工事のための解体復旧費等）	（補強+附帯）工事費×80%×0.9						
改修設計・監理費	（補強+附帯）工事費×80%×0.1 かつ設計・監理費以下						
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階建て木造、木質系枠組壁工法 ・ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 ・ 建築士事務所登録のある建築士が実施する設計であり、かつ第三者機関による計画評定を受けること。 						
問い合わせ先	豊明市役所 都市計画課計画建築係（電話 0562-92-1114）						

【非戸建て住宅（共同住宅など）等】

対象となる建築物	<p>ア. からエ. のすべてに該当する建築物</p> <p>ア. 昭和56年5月31日以前に工事着手した建物</p> <p>イ. 構造が木造住宅で在来軸組み工法又は伝統構法で建てられた建物以外の建物（特殊な構造は除く。）</p> <p>ウ. 用途が長屋・共同住宅に該当する建物</p> <p>エ. これまでに市が助成する耐震改修を行っていない建物</p>														
対象となる改修工事	<p>ア. 又はイ. に該当する改修工事</p> <p>ア. 木造の場合、構造耐震指標（Iw値）が診断の結果1.0未満で、改修によりIw値を1.0以上とする改修工事</p> <p>イ. 非木造の場合、構造耐震指標（Is値）が診断の結果0.6未満で、改修によりIs値を0.6以上若しくは保有水平耐力に係る指標（q値）が診断の結果1.0未満で、改修によりq値を1.0以上とする改修工事</p>														
上限額	<p>【大規模共同住宅以外】 100万円/戸（ただし、長屋・共同住宅の場合は、耐震改修に要する費用の1/3を限度とする。） ※下表の合計額で、1戸あたり工事費上限90万円＋設計監理費上限10万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震補強工事費 （直接耐震構造指標に影響するもの） 附帯工事費 （補強工事のための解体復旧費等）</td> <td>（補強+附帯）工事費×80%×0.9</td> </tr> <tr> <td>改修設計・監理費</td> <td>（補強+附帯）工事費×80%×0.1 かつ設計・監理費以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大規模共同住宅（延べ面積1,000㎡以上）】 90万円/戸（ただし、長屋・共同住宅の場合は、耐震改修に要する費用の1/3を限度とする。） ※下表の合計額で、1戸あたり工事費上限80万円＋設計監理費上限10万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震補強工事費 （直接耐震構造指標に影響するもの）</td> <td>【耐震補強工事費と48,700円/㎡×対象延べ面積のいずれか低い額】×23%</td> </tr> <tr> <td>改修設計・監理費</td> <td>【設計・監理に要する費用×2/3かつ100,000円のいずれか低い額】×戸数</td> </tr> <tr> <td>附帯工事費 （補強工事のための解体復旧費等）</td> <td>【附帯工事費の額かつ800,000円以下】×戸数</td> </tr> </tbody> </table>	補助区分	限度額	耐震補強工事費 （直接耐震構造指標に影響するもの） 附帯工事費 （補強工事のための解体復旧費等）	（補強+附帯）工事費×80%×0.9	改修設計・監理費	（補強+附帯）工事費×80%×0.1 かつ設計・監理費以下	補助区分	限度額	耐震補強工事費 （直接耐震構造指標に影響するもの）	【耐震補強工事費と48,700円/㎡×対象延べ面積のいずれか低い額】×23%	改修設計・監理費	【設計・監理に要する費用×2/3かつ100,000円のいずれか低い額】×戸数	附帯工事費 （補強工事のための解体復旧費等）	【附帯工事費の額かつ800,000円以下】×戸数
補助区分	限度額														
耐震補強工事費 （直接耐震構造指標に影響するもの） 附帯工事費 （補強工事のための解体復旧費等）	（補強+附帯）工事費×80%×0.9														
改修設計・監理費	（補強+附帯）工事費×80%×0.1 かつ設計・監理費以下														
補助区分	限度額														
耐震補強工事費 （直接耐震構造指標に影響するもの）	【耐震補強工事費と48,700円/㎡×対象延べ面積のいずれか低い額】×23%														
改修設計・監理費	【設計・監理に要する費用×2/3かつ100,000円のいずれか低い額】×戸数														
附帯工事費 （補強工事のための解体復旧費等）	【附帯工事費の額かつ800,000円以下】×戸数														
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 ・建築士事務所登録のある建築士が実施する設計であり、かつ第三者機関による計画評定及び愛知県の建築物耐震改修促進法に係る認定を受けること。 														
問い合わせ先	豊明市役所 都市計画課計画建築係（電話 0562-92-1114）														

2. 耐震性のない老朽住宅の建て替え、除却の促進

建て替え等による耐震化の促進

新耐震基準の耐震性を満たさない老朽化した住宅等については、耐震改修に対する支援制度だけでなく、まちづくりや街並み整備など他の施策と連携し、建て替えや除却による耐震化も促進します。

平成30年度から、下記のとおり除却工事に対する補助事業を行っています。

①木造住宅除却費補助

対象となる建築物	<p>ア. 又はイ. に該当し、かつウ. に該当する建築物</p> <p>ア. 豊明市が実施した無料耐震診断で判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅で当該診断を受けた住宅</p> <p>イ. (一財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断で得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅で当該診断を受けた住宅</p> <p>ウ. これまでに市が助成する耐震改修や耐震シェルター整備を行っていない建物</p> <p>※市が実施している無料耐震診断の結果であれば、平成15年度以降の結果であれば対象となる。</p>
対象となる工事	1棟全てを除却する工事
上限額	50万円かつ除却工事費の23%以下
問い合わせ先	豊明市役所 都市計画課計画建築係 (電話 0562-92-1114)

3. 住宅に係る耐震改修促進税制

(1) 税制の特例措置

市民が税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組みを推進

国の基本方針の目標達成に向けて、耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、平成18年度税制改正において、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（耐震改修費補助を実施している市町村に限ります。）、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設されました。

これらによって住宅の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられるようになりました。豊明市は愛知県と協力しながら、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組みを推進し、耐震化促進を図ります。

また、税制については随時改正されることから、引き続き税制特例措置を円滑に活用できるよう、ホームページ等において情報提供を行っていきます。

(2) その他の優遇措置

平成19年10月1日より、耐震診断を受け、耐震性が確認されている建物や、耐震改修を行うことにより耐震性が確保された建物等、一定の基準を満たした建物に対しては、地震保険の割引が受けられるようになっています。詳細については、各損害保険会社に問い合わせください。

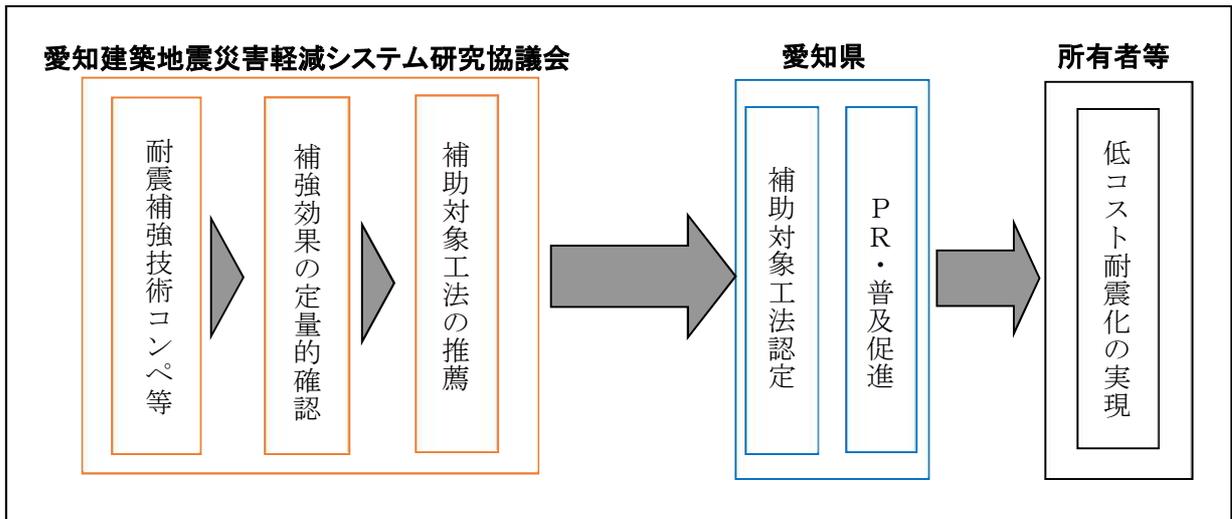
4-3 低コスト耐震化工法の普及

住宅の所有者がより容易に取り組める低コストの耐震化を推進

愛知県における民間住宅の耐震改修に要する費用は、改修費の補助を受けても自己負担額がその過半を占める場合が多数であり、低コストかつ簡易な耐震改修工法の開発・普及が耐震化の促進には不可欠になっています。

そこで、愛知県では、低コストな耐震補強技術・工法の確立・普及に向け、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（減災協）」が、住宅の耐震補強技術コンペ等を行い、耐震補強効果を定量的に確認し、「民間木造住宅耐震改修費補助事業」の補助対象工法として推薦する工法について、補助対象工法として認定し、PR・普及促進を図るなど、住宅の所有者がより容易に耐震化に取り組めるように図っています。

豊明市は愛知県と協力し、窓口においてこれらの低コストな耐震補強技術・工法を積極的に提案し、耐震診断事業や耐震改修費補助事業の推進強化を図ります。



参考：愛知県建築物耐震改修促進計画より

図 4-3 低コスト耐震補強技術・工法の補助対象化の手順

4-4 地域における耐震化の取り組みの促進

耐震化の促進は、住宅・建築物の個々の所有者等が自主的かつ積極的に取り組む自助がまず第一ですが、市民一人ひとりが防災意識を持ち、地域が連携して防災まちづくりに取り組む共助も重要であり、被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止することに繋がります。そのため、町内会や自主防災組織等の地元組織が主体となって、住宅の耐震化、家具の転倒防止やブロック塀対策等、防災まちづくりの取り組みが行われるよう愛知県とも連携し、これら地元組織の活動や取り組みを支援・育成していきます。

1. 地元組織・人材の育成

県や市、地元組織の活動を通し、防災まちづくりや人材の育成への支援、協力を推進

愛知県では、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（減災協）が、地域において住宅の耐震化に関する専門的なアドバイスを行う人材養成を目的に「耐震化アドバイザー養成講座」を開催しています。また、愛知県建築物地震対策推進協議会（推進協）においても、「木造住宅耐震改修設計・工事研修会」を開催するなど、耐震化に関する専門家の養成に取り組んでいます。

豊明市では、これらの講座・研修を受けた設計者や施工業者を市のホームページより紹介することで、耐震化に関する建築の専門的アドバイスを行うことができる人材の育成を側面支援します。

また、防災部局がこれまで「豊明市自主防災組織連合会」との防災意識の普及・啓発活動や、今後の防災組織のあり方等についての「防災リーダー研修会」を実施しているほか、防災ボランティアコーディネーターが中心となり活動をしている「とよあけ災害ボランティアネットワーク」において、防災やボランティア活動の研修や各種の訓練等を行っています。

今後もこのような活動を通し、防災まちづくりや災害時に重要な役割を果たす人材の育成への支援、協力を推進し、地域防災力の向上に努めます。

2. 地元組織との連携

地域との連携を強化し、自主防災組織が主体となった防災まちづくりの取り組みを支援

豊明市は、豊明市や自主防災組織による救出救護訓練や消火訓練、資機材設置訓練等の防災訓練を通し、地域との連携を強化するとともに、防災リーダーや耐震化アドバイザーの協力のもと、自主防災組織が主体となった住宅の耐震化、家具の転倒防止、ブロック塀対策等の減災につながる防災まちづくりの取り組みを支援します。

また、防災訓練での「地震対策啓発」や「出前講座」などで実施している無料診断の申込、耐震相談会を引き続き取り組んでいきます。

4-5 公的機関による改修促進支援

愛知県住宅供給公社等を活用し、共同住宅等の耐震化を促進

共同住宅等の耐震化を進めるためには、所有者や入居者等、多くの関係者の合意を得る必要があります。この合意形成に至らないことが障害となり進んでいない状況があります。

これら共同住宅等の耐震化を進めるためには、賃貸あるいは分譲により多くの共同住宅を供給してきた公的機関の蓄積されたノウハウの活用が効果的・効率的と考えられます。

このため、「愛知県建築物耐震改修促進計画」では、愛知県住宅供給公社を活用して共同住宅等の耐震化の促進を図ることとされており、豊明市でも必要に応じてこれら公的機関の活用を検討します。また、マンション管理推進協議会が行っている専門家相談やマンション管理士派遣事業を周知します。

4-6 住宅の改修時の仮住居の提供

特定優良賃貸住宅等の仮住居としての活用について市民に周知

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できない場合があります。そのため、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因のひとつになっています。

そこで、「愛知県建築物耐震改修促進計画」では、愛知県内にある特定優良賃貸住宅制度※を活用して供給された住宅について、住宅の所有者が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合、特定優良賃貸住宅等を仮住居としての活用を図ることとされており、豊明市は、これらの仕組みについて市民への周知を図ります。

※収入が一定の範囲内で、かつ自ら居住するための住宅を必要としている方に対し、県や市などの地方自治体と国が家賃の一部を一定期間補助することにより、入居者の家賃負担を軽くする制度。

第5章 建築物の耐震化促進

5-1 市が所有する建築物の耐震化促進

豊明市が所有する建築物で耐震性が確保されていないものについては、公共施設耐震化実施計画に基づき耐震化を進めるとともに、耐震化の状況等を公表することとします。

1. 対象建築物

対象とする建築物は、豊明市が所有する公共施設耐震化実施計画に記載の全ての建築物とし、旧耐震建築物で耐震改修促進法第14条第1号の規定に該当しない建築物を含め、耐震化を実施します。

2. 対象建築物の耐震化の状況

公共施設耐震化実施計画に記載の施設の耐震化は完了

豊明市は、平成8年度より、昭和56年以前に建築された小中学校の校舎、体育館、保育園等をはじめ、旧耐震基準の市有建築物90棟中廃止予定の1棟を除く89棟（99%）の耐震診断を実施し、耐震化が必要とされた68棟に対して、平成27年度末までに耐震改修工事を行いました。その結果、全ての市有建築物の耐震化が完了しました。

表 5-1 市有建築物の耐震化状況（平成27年度末）（「公共施設耐震化実施計画」に記載分）

市有 旧耐震建築物	耐震診断状況内訳			耐震診断済建築物の内訳		
	未診断棟数 （要診断）	今後廃止等 予定棟数 （診断不要）	耐震診断済 棟数	耐震化 不要棟数	耐震化済 棟数	耐震化 未対応棟数
90棟	0棟	1棟	89棟	21棟	68棟	0棟
100%	0%	1%	99%	24%	76%	0%

3. 非構造部材の耐震化促進

非構造部材（天井）の耐震化が完了

豊明市は、次に示す基準に該当する建築物の非構造部材（天井）について、設置されている建築物の建築時期（旧耐震基準、新耐震基準）に拘らず、耐震化を実施し、平成27年度末までに耐震化が完了しました。

- ① 固定された客席を有する劇場、集会場等。
- ② 当該建築物の延べ面積が1,000㎡以上、かつ、原則として3階以上。
- ③ 高さが6mを超える天井の部分で、水平投影面積が200㎡を超える部分を含むもの。
- ④ 天井面構造部材等の平均質量が2kg/㎡を超えるもの。
- ⑤ 当該建築物の構造躯体が地震に対して安全な構造であること。

4. 実施済耐震化計画

耐震改修の必要な市有建築物は、公共施設耐震化実施計画に基づき耐震改修工事が完了しています。

表5-2 公共施設耐震改修状況（令和2年度末現在）※耐震診断後の除却・廃止を考慮

耐震改修実施済の施設				耐震改修する必要のない施設			
市役所（本庁舎）	1棟	豊明小学校	3棟	唐竹小規模老人憩いの家	1棟	改善センター	1棟
市役所（中央公民館）	1棟	栄小学校	5棟	上高根小規模老人憩いの家	1棟	豊明中学校	1棟
分庁舎	1棟	中央小学校	4棟	西川小規模老人憩いの家	1棟	栄調理場	1棟
敷田小規模老人憩いの家	1棟	沓掛小学校	4棟	徳田小規模老人憩いの家	1棟	勅使会館	1棟
館小規模老人憩いの家	1棟	双峰小学校	7棟	三崎小規模老人憩いの家	1棟	図書館	1棟
沓掛保育園	3棟	大宮小学校	3棟	桶狭間小規模老人憩いの家	1棟		
青い鳥保育園	2棟	唐竹小学校	3棟	阿野小規模老人憩いの家	1棟		
二村台保育園	2棟	三崎小学校	3棟	小所小規模老人憩いの家	1棟		
館保育園	2棟	館小学校	2棟	宿小規模老人憩いの家	1棟		
中部保育園	2棟	豊明中学校	8棟	中島小規模老人憩いの家	1棟		
内山保育園	1棟	栄中学校	3棟	吉池団地小規模老人憩いの家	1棟		
南部保育園	1棟	中央調理場	1棟	栄保育園	1棟		
西部保育園	1棟	福祉体育館	1棟	二村児童館	1棟		
どんぐり学園	1棟	大久伝排水機場	1棟	ひまわり児童館	1棟		
28施設 68棟				19施設 19棟			

5-2 民間が所有する建築物の耐震化促進

1. 民間が所有する建築物の耐震改修の促進

県や地元組織と協力しながら耐震改修を促進

耐震改修促進法第17条に係る認定について、豊明市の区域の所管行政庁である愛知県が行うことになっており、また平成25年の法改正により認定基準が緩和され、増改築の範囲拡大及び容積率や建蔽率の特例措置が創設されました。豊明市は、愛知県や自主防災組織等の地元組織と協力しながら、インターネットやパンフレット、広報、意向調査などを活用し、耐震改修に係る補助制度を受けるにあたっての要件の一つとなる耐震改修計画の周知を図るとともに策定を建築物所有者に促し、耐震化の促進を図ります。

2. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定既存耐震不適格建築物の耐震化

所有者に対する情報発信による耐震改修の促進

豊明市は、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、所有する建築物が特定既存耐震不適格建築物であることがわかるように、市の広報やホームページ、パンフレット、意向調査等を用いて情報発信します。また、所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度をPRして耐震化の促進を図ります。

3. 民間建築物の耐震化に対する支援策

耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度の新設・拡充を検討（26～29頁参照）

愛知県では、民間建築物の所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、民間建築物や地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物について、耐震診断費補助及び耐震改修費補助の新設や拡充を検討します。

豊明市は、愛知県との連携の下、耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度の新設・拡充を検討し、耐震化の促進を図ります。

5-3 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に対する支援策について

耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物で、耐震性のない建築物は、豊明市にはありません。

※対象建築物については次頁 表 5-3 参照

5-4 要安全確認計画記載建築物の耐震化に対する支援策について

耐震診断の報告義務がある建築物の耐震改修に係る補助・助成制度を創設

耐震改修促進法第5条及び第6条に規定する要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁である愛知県に報告することが義務付けられました。愛知県は報告を受けた耐震診断の結果を平成29年3月に公表しました。

豊明市では、愛知県との連携の下、耐震改修に係る補助・助成制度の創設を検討し、耐震性が不十分な建築物の解消を図ります。

※対象建築物については次頁 表 5-3 参照

表 5-3 耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
幼稚園、幼保連携型こども園又は保育所	階数2以上かつ床面積500㎡以上	階数2以上かつ床面積750㎡以上	階数2以上かつ床面積1,500㎡以上
小学校等 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ床面積1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ床面積3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上	階数2以上かつ床面積2,000㎡以上	階数2以上かつ床面積5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
学校 「小学校等」以外の学校			
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ床面積2,000㎡以上	階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ床面積2,000㎡以上	階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿			
事務所	階数3以上かつ床面積1,000㎡以上		
博物館、美術館、区書館			
遊技場			
公衆浴場		階数3以上かつ床面積2,000㎡以上	階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車専用その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ床面積2,000㎡以上	階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公営上必要な建築場			
体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)	階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	階数1以上かつ床面積2,000㎡以上	階数1以上かつ床面積5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	床面積500㎡以上	階数1以上かつ床面積5,000㎡以上(敷地境界線から一定距離以内にある建築物に限る)
道路の沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する道路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	左に同じ	要 安 全 確 認 大 規 模 建 築 物 耐震改修促進計画で指定する重要な道路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
防災拠点建築物			都道府県耐震改修促進計画で指定する防災拠点である建築物

第6章 減災化等の取組み

6-1 建築物の減災化

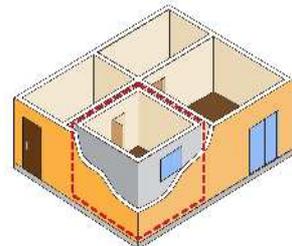
豊明市では、災害時における人的被害を軽減させるため、耐震シェルターの整備に対し補助金助成制度を設けて、耐震化目標に限定せず、減災化の促進を図っています。

また、地震の揺れによる被害に対し一定の効果が見込める改修や、建築物の耐震化を補填する施策に対する補助・助成制度として、段階的改修などへの助成も行っています。

1. 民間木造住宅における減災化に対する支援策

旧耐震基準木造住宅の減災化に係る補助・助成制度

高齢者世帯など地震発生時に避難が困難な方がお住まいの住宅については、工事の費用や引越し・移動等の負担を考えると、耐震改修工事に至らないケースが想定されることから、豊明市では、地震の際に自宅の建物が倒壊したとき、寝室や居間におられる方の生命を守る耐震シェルターに対し、平成30年度よりその設置費用の一部を補助する「耐震シェルター整備費補助金制度」を実施しています。



耐震シェルター

建築物の耐震改修と比較してかなり低い費用で、減災化する方法として、同制度について適宜活用を促します。

①耐震シェルター整備費補助

対象となる建築物	ア. 又はイ. に該当し、かつウ. に該当する建築物 ア. 豊明市が実施した無料耐震診断で判定値が0.4未満と診断された旧基準木造住宅 イ. (一財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断で得点が40点未満と診断された旧基準木造住宅 ウ. これまでに市が助成する耐震改修や耐震シェルター整備を行っていない建物 ※市が実施している無料耐震診断であれば、平成15年度以降の結果であれば対象となる。
対象者	ア. からエ. のいずれかに該当する方及びその方の同居する世帯 ア. 申請を行う年度末時点で満65歳以上の方 イ. 身体障害者手帳の交付を受けた方 ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 エ. 療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた方
対象となる耐震シェルター	豊明市が指定する耐震シェルター (1戸あたり1台限り)
上限額	30万円
問合わせ先	豊明市役所 都市計画課計画建築係 (電話 0562-92-1114)

2. 段階的改修による耐震化の促進

段階的改修に対する補助・助成制度

旧耐震基準の住宅については、一度に判定値を1.0以上にする耐震改修工事が高価になることから、耐震改修工事に対して踏み込めない所有者のために、一度の負担を抑えた段階的な耐震改修工事に対する支援制度として、平成30年度から次の段階的耐震改修工事に対する補助を行っています。

①段階的耐震改修工事補助

対象となる建築物	ア. 又はイ. に該当し、かつウ. に該当する建築物 ア. 豊明市が実施した無料耐震診断で判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅 イ. (一財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断で得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅 ウ. これまでに市が助成する耐震改修や耐震シェルター整備を行っていない建物	
対象となる改修工事	一段目耐震改修工事 耐震改修後の1階の上部構造評点を、1.0以上とする耐震改修工事 <hr/> 二段目耐震改修工事 耐震改修後の判定値を1.0以上とする耐震改修工事	
上限額	一段目耐震改修工事 60万円/戸 (ただし、長屋・共同住宅の場合は、耐震改修に要する費用の1/3を限度とする。) ※下表の合計額で、工事費上限55万円+設計監理費上限5万円	
	補助区分	限度額
	耐震補強工事費 (直接耐震構造指標に影響するもの) 附帯工事費 (補強工事のための解体復旧費等)	(補強+附帯) 工事費 × 80% × 0.9 かつ55万円以下
	改修設計・監理費	(補強+附帯) 工事費 × 80% × 0.1 かつ設計・監理費5万円以下
	<hr/>	
	二段目耐震改修工事 100万円/戸 (ただし、長屋・共同住宅の場合は、耐震改修に要する費用の1/3を限度とする。) ※下表の合計額で、工事費上限90万円+設計監理費上限10万円からそれぞれの一段目改修工事の補助額を差し引いた額	
補助区分	限度額	
耐震補強工事費 (直接耐震構造指標に影響するもの) 附帯工事費 (補強工事のための解体復旧費等)	(補強+附帯) 工事費 × 80% × 0.9	
改修設計・監理費	(補強+附帯) 工事費 × 80% × 0.1 かつ設計・監理費以下	
問合わせ先	豊明市役所 都市計画課計画建築係 (電話 0562-92-1114)	

6-2 関連する安全対策

1. 家具の転倒防止対策

各家庭による家具の安全対策の取り組みを推進

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。そのため、だれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識をパンフレットやインターネットを活用して市民に周知するとともに、各家庭による家具の安全対策の取り組みを推進していきます。



また、防災部局と連携し、講習会等の際に高齢者世帯への家具転倒防止説明を行うとともに、健康長寿課において満65歳以上高齢者世帯に対して家具の転倒防止器具の取り付けを4箇所まで無料で行っており、今後もこれらの取り組みについて市民への周知を図り、安全対策を進めていきます。

2. 窓ガラス・天井の落下防止対策

危険性の周知とともに、安全対策の手法などについて周知

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により人的被害を発生させる危険性があります。このため、防災部局と連携し、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットやホームページで市民に周知するとともに、事業者等に対し、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けなど、安全対策の手法などについても周知を図ります。

3. エレベータの安全対策

地震時の対処方法や閉じ込めが起こりにくいエレベータの普及

地震発生時のエレベータの緊急異常停止により人が閉じ込められてしまうなどの被害を避けるため、地震時のエレベータの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について、マンション管理組合や事業者等に対し周知を図るとともに、県や関係団体と協力して地震発生時における地震時管制運転装置等が装備された高機能化エレベータの普及促進策を検討します。

4. ブロック塀等の安全対策

危険性の周知とともに、地域からの耐震化促進の取組みを推進

ブロック塀等が倒壊すると、その下敷きになることによる死傷者の発生や、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすこととなります。そのため、ブロック塀等の危険性について、防災部局との連携を図り、講習会等におけるパンフレットの配布やホームページ等により、市民への周知を図ります。



また、平成30年10月から、次のブロック塀等の撤去工事に対して支援を行い、更に令和3年4月から建替え工事に対する補助を追加し支援を行っていきます。

① ブロック塀撤去事業費等補助

対象となる ブロック塀等	ア. からウ. のすべてに該当するブロック塀等 ア. 豊明市内にあるもの イ. 道路、公共施設に面しているもの ※補助対象路線は、豊明市内における住宅や事業所等から豊明市地域防災計画（資料編）に掲げる避難所や避難場所等へ至る経路を補助対象とする。 ウ. 高さが60cmを超えるもの（基礎を除く。）
上限額	36万円／敷地（A+B） A 撤去に対する補助 20万円／敷地 （事業費又は撤去するブロック塀等の延長1m当たり2万円を乗じて得た額のいずれか低い額×2/3） B 建替え（ブロック塀等の撤去に伴い安全な生垣、フェンス等を新設することをいう。）に対する補助 16万円／敷地 （事業費又は新設する生垣、フェンス等の延長1m当たり2万円を乗じて得た額のいずれか低い額×2/3）
問い合わせ先	豊明市役所 防災防犯対策課（電話 0562-92-8305）

第7章 計画達成に向けて

必要に応じ計画見直しを行うなど、効率的かつ効果的に耐震化を促進

本計画では、災害応急活動に必要な建築物の耐震化を優先的に促進するものとし、耐震改修促進法第14条に掲げる特定既存耐震不適格建築物（旧特定建築物のうち新耐震基準に満たないもの）のうち、これまで、特に多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物である公共建築物の耐震化を重点的に進めてきた結果、これらの公共建築物については耐震改修等が実施され、耐震化が図られました。

しかし、民間の特定既存耐震不適格建築物については、未だ耐震改修が必要な建築物が残っており、所管行政庁が特定既存耐震不適格建築物台帳により耐震化の進捗状況を定期的に確認しながら、第3次計画の完了年次である令和12年度を目標に、引き続き耐震化の促進を図っていきます。

住宅については、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績や、住宅・土地統計調査の結果を参考に、耐震診断や耐震改修の進捗状況の確認を行うとともに、旧耐震建築物の所有者等に対し、広報や回覧、ホームページ等による補助制度の案内に加え、継続的に直接、所有者等の意向調査や補助制度の案内を行い、耐震化を図ります。

また、愛知県では、耐震診断や耐震改修の進捗状況の確認について、所管行政庁や市町村及び公共施設管理者等との連絡・協議体制を利用して年度ごとに行うものとされています。特に「愛知県建築物耐震改修促進計画」において、計画の中間年に進捗状況の確認を行うとともに、他の関連計画や統計調査等との照査を行い、本計画の目標や指導の方針を検討し、必要に応じて適切に見直したうえで耐震化の促進を図ることとされています。

豊明市は、耐震改修の促進において重要な用途である住宅の耐震化を緊急的に促進するため、「豊明市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を適宜策定するとともに、本計画の中間年次に、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を勘案するとともに、「愛知県建築物耐震改修促進計画」の進捗状況を踏まえ、計画内容を検証し、必要に応じて計画を見直すことで、効率的かつ効果的な耐震化の促進を図ります。

《本計画策定の経緯》

平成 26 年	3 月 31 日	豊明市耐震改修促進計画の一部改定
	7 月 28 日	第 1 回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会
	12 月 5 日	第 2 回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会
平成 27 年	1 月 6 日	第 3 回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会
	1 月 20 日	第 4 回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会
	3 月 11 日	第 5 回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会
	3 月 31 日	第 2 次豊明市耐震改修促進計画策定
平成 29 年	4 月 1 日	第 2 次豊明市耐震改修促進計画の一部改訂
平成 30 年	4 月 1 日	第 2 次豊明市耐震改修促進計画の一部改訂
	10 月 1 日	第 2 次豊明市耐震改修促進計画の一部改訂
令和 2 年	4 月 1 日	第 2 次豊明市耐震改修促進計画の一部改訂
	8 月 5 日	第 1 回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会
	9 月 30 日	第 2 回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会
	11 月 18 日	第 3 回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会
	12 月 10 日	第 4 回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会
令和 3 年	2 月 22 日	第 5 回豊明市耐震改修促進計画策定作業部会

《策定作業部会構成員》

- ・都市計画課長
- ・企画政策課政策推進担当係長
- ・財政課財政担当係長
- ・総務課管財調達担当係長
- ・防災防犯対策課防災担当係長
- ・税務課家屋担当係長
- ・土木課管理担当係長

(事務局：都市計画課)



toyoake city